

職員の懲戒処分について
【児童生徒へのセクシュアル・ハラスメント】

1 審議した会議（開催日）

令和7年7月定例教育委員会（令和7年7月24日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり懲戒処分とする案の説明があった。

部活動指導において、令和6年まで複数年にわたり、ケアと称して生徒の意に反する身体的接触を繰り返し行い、精神的苦痛を与えたとして、県立学校の教諭を停職3月。

3 委員からの意見等

- ・ 委員から、事実確認に関する質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 委員から、生徒の状況や被処分者の今後の動向に関する質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 委員から、事実認定の根拠に関する質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 委員から、処分量定に関する質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。

職員の懲戒処分について

【制限速度超過】

1 審議した会議（開催日）

令和7年7月定例教育委員会（令和7年7月24日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり懲戒処分とする案の説明があった。

令和7年2月21日（金）午後10時20分頃、普通乗用自動車を運転中、制限速度60km/hのところを95km/hで走行し、35km/hの指定速度違反で検挙された県立学校の教諭を戒告。

3 委員からの意見等

特になし

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。